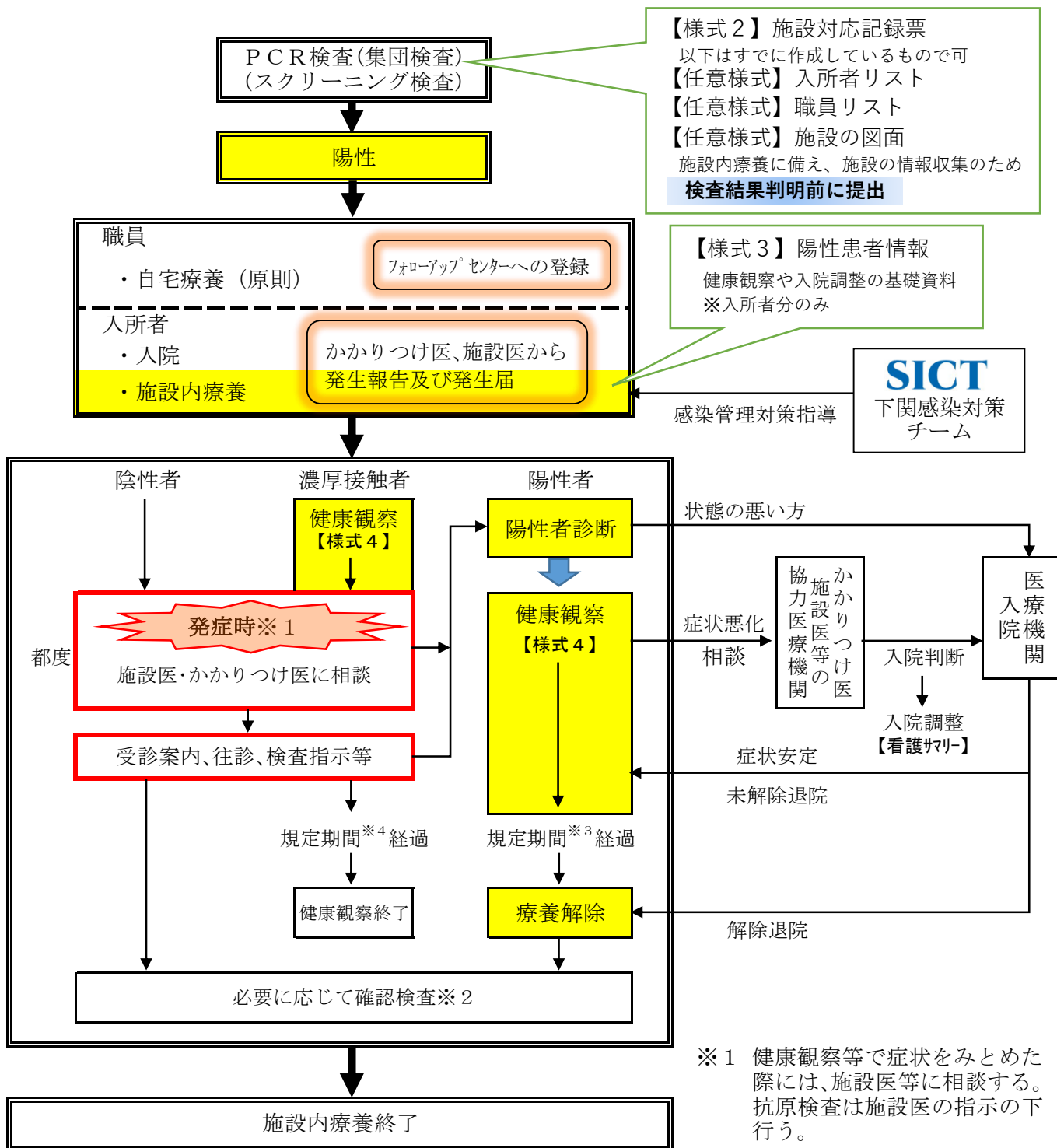


スクリーニング検査→施設内療養→療養解除



※1 健康観察等で症状をみとめた際には、施設医等に相談する。抗原検査は施設医の指示の下行う。

※2 一斉PCR検査等(スクリーニング検査)

※3 療養解除に係る規定期間

① 高齢者施設に入所している方

- ・無症状：検体採取日を0日目として7日間経過
- ・有症状：発症日を0日目として10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過

② ①以外の方

- ・無症状：検体採取日を0日目として7日間経過後だが、5日目に検査キットで陰性なら5日間経過
- ・有症状：発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過  
(ただし、無症状者は7日間、有症状者は10日間はハイリスク施設への訪問は避ける)

※4 濃厚接触に係る規定期間

- ・陽性者との最終接触日を0日目として5日間経過(7日間はハイリスク施設への訪問は避ける)